

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新	〃
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	〃
・ 保安林の指定（6件）	林 政 課
・ 保安林の指定の解除の予定（2件）	〃
・ 県立都市公園の指定管理者の指定	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始	〃
 ◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・ 都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
・ 都市計画の案の縦覧	〃
 ◎ 議 会 告 示	
○長崎県議会議員消防衣等貸与規程の一部改正	議 会 事 務 局
 ◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
長崎駅前薬局	長崎市尾上町8-44酒井ビル1F	令和4年12月1日

長崎県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次の

とおりに指定を更新した。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
山下訪問看護ステーション	五島市吉田町2382-5	令和5年1月1日

長崎県告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称・所在地等の変更の届出があった。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	佐世保市神島町1-4	令和4年12月5日
旧	みふね薬局	佐世保市御船町4-25	
新	ミドリ薬局	変更なし	令和4年11月15日
旧	有限会社ミドリ薬局	南島原市西有家町里坊117-2	

長崎県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所

壱岐市勝本町東触字黒瀬2605の1・2605の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2601から2603まで、字串山2606の2、2607、2608の1、2608の2、2609、2610の17、2610の18、2611の1
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所

壱岐市勝本町立石東触字稗坂298

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
壱岐市芦辺町諸吉仲触字須氣229の3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
壱岐市芦辺町箱崎諸津触字長尾22の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所

壱岐市石田町南触字志自岐560の1

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
壱岐市石田町筒城仲触字長瀧626の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
諫早市高来町善住寺字大山1106の19・高来町神津倉字三反田653の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
諫早市高来町善住寺字大山1106の19（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第17号

長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号）第21条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県立総合運動公園	諫早市宇都町27番1号 長崎県公園緑地協会・長崎陸上競技協会・八江グリーンポート 共同体 代表者 大久保 潔重	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

長崎県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 206号	西彼杵郡時津町子々川郷字佐古ノ平434番1地先から 西彼杵郡時津町子々川郷字佐古ノ平434番1地先まで	令和5年1月10日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス京泊店
長崎県長崎市三京町646番33
- 2 届出の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス京泊店

長崎県長崎市三京町646番33

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画地区計画（嬉里・丸田地区計画）（長与町決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和5年1月10日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

長崎都市計画 新住宅市街地開発事業 諫早西部新住宅市街地開発事業

- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県諫早市大さこ町、堀の内町の各全部及び下大渡野町、破籠井町、西栄田町、栄田町、大字真崎本村名、真崎町の各一部
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局及び諫早市役所
- 4 縦覧期間
公告の日から2週間

議 会 告 示

長崎県議会告示第1号

長崎県議会議員消防衣等貸与規程（昭和56年長崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月10日

長崎県議会議長 中島 廣義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線部分である。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
品種	区分	摘要	図	品種	区分	摘要	図
略				略			
ハッピー式上衣及びベルト	略		略	ハッピー式上衣	略		略
	附属品	ハッピー式上衣用ベルト					

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校多職種連携ハイブリッドシミュレーター一式の調達について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和5年1月10日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学シーボルト校多職種連携ハイブリッドシミュレーター一式
 - (2) 調達物品の特質等
入札説明書等による。
 - (3) 納入期限
令和5年3月31日（金）
 - (4) 納入場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校東棟3階E310実習室
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程(平成17年規程第19号)第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) この公告の前日において県内企業(長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。)であること。又は、この公告の前日において県外企業(登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。)であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要な事項を記入のうえ、令和5年1月16日(月)17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者で、入札説明書に掲げる例示品の同等品で納入しようとする場合は、同等品申請書を令和5年1月16日(月)17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1

(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

(電話) 095-813-5500 (FAX) 095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和5年1月16日(月)17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和5年1月20日(金) 10時00分開始

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法
- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。
- 13 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) その他、詳細は入札説明書等による。
 - (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト